

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成27年6月26日(金) 午前10時00分～午前11時31分

会 場 委員会室

### 1. 出席者

1 番 杉浦康憲、 2 番 神谷利盛、 3 番 柳沢英希、  
4 番 浅岡保夫、 5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川美克、  
7 番 柴田耕一、 10 番 杉浦敏和、 11 番 神谷直子、  
12 番 内藤とし子、 13 番 北川広人、 14 番 鈴木勝彦、  
15 番 小嶋克文、 16 番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長、副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、財務GL、行政G主幹、行政G主事

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

1. 報告及び連絡事項
2. 協議事項

3. 審査事項

4. その他

7. 付議事項

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。本日の案件は、既にお手元に配布されております付議事項のとおりでございます。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

委員長 当局より配布資料の説明をお願いをいたします。

説（総務部） それでは、私どものほうから本日資料として提出をさせていただいております、市役所本庁舎整備事業の基本設計概要。そして二点目で、市役所本庁舎の関係の住民説明会の実施について。三点目といたしまして、

高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定についてと、この三点についてそれぞれ、担当者のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

説（行政 主幹） それでは、高浜市役所本庁舎整備事業基本設計について説明をさせていただきます。資料1「高浜市役所庁舎整備事業 基本設計概要書」をお願いいたします。A3の大きい資料でございます。本日の資料であります。表紙と裏面、その裏面のパース、翌ページに2ページ目のパースがございます。パースの次から、設計趣旨から工事工程までの17ページが、基本設計概要書の資料となりますので、よろしくお願い致します。それでは、表紙裏面の外観パース1ページをお願いいたします。現庁舎の北側、県道岡崎半田線から見た、庁舎のイメージ図でございます。鉄骨地上3階、地下1階建ての本体庁舎と、地上1階、地下1階の、会議棟を新築します。現庁舎の跡地が、来庁者が駐車する地下1階駐車場となります。次ページ左上のパースは、市役所東交差点から見たイメージ図であります。右上が、市民活動や市民の交流空間として整備する、瓦ひろばのイメージ図でございます。それでは、パースの裏の、1枚めくっていただきまして、基本設計書の1ページをお願いいたします。設計趣旨であります。市庁舎の耐震性能の不足、老朽化への対応のため、民間事業者の有する能力、ノウハウを活用し、財政支出の平準化を図り、その財源を、高浜小学校の整備に振り向けてまいります。2ページをお願いいたします。計画概要でございます。敷地の概要と、案内図でございます。3ページをお願い致します。計画概要でございますが、上段の表が既存の市庁舎でございます。延面積は7,673.5平方メートルで、駐輪場など附属建物を含めた庁舎の延床面積は7,798.40平方メートルでございます。中央矢印の下の表が、いきいき広場を除いた建物の面積表でございます。延面積は3,668.21平方メートルで、既存の地下駐車場など附属建物を含んだ、改修面積を含んだ延べ面積につきましては4,814.82平方メートルでございます。いきいき広場の改修面積につきましては、12ページにございます。12ページを御覧ください。3階が349.401平方メートル、1階が190.57平方メートルで、記載は

ございませんけれども、合計が539.97平方メートルが、今回の改修計画でございます。戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。既存の庁舎の配置・平面図でございます。今回の計画では、地下駐車場の一部を解体し、公用車駐車場、倉庫として使用していきます。ピンクの部分が解体する部分で、緑が既存を利用する部分であります。既存につきましては、耐震診断、老朽度調査をし、必要に応じて補修・補強・修繕をまいります。なお、耐震診断・老朽度調査につきましては、現在事業者のほうで調査中でありまして、6月末に報告書が提出される予定であります。5ページをお願いします。新庁舎、いきいき広場改修計画であります。これまで、新庁舎のレイアウトの検討につきましては、庁舎検討部会にて、新庁舎各階、及びいきいき広場ごとのグループに分かれて検討し、また議場等につきましては、議員の皆様のお意見をいただきながら進めてまいりました。6ページをお願いいたします。配置計画であります。車の出入り口は、南側市道につきましては、現在の乗り入れ口に大きな変更はございません。東側の県道50号線名古屋碧南線につきましては、現在の地下駐車場出入り口は廃止をいたします。この出入り口より北側に一般来庁者用の乗り入れ口を新設をいたします。北側の県道47号線、岡崎半田線につきましては、郵便局側の乗り入れにつきましてはメンテナンス車両出入り口とし、車止めで閉鎖をします。また、市役所東交差点寄りの乗り入れにつきましては、大型車両が入れるよう拡幅しますが、交差点から近いため、通常は車止めで閉鎖をします。なお、外構の詳細を現在検討中でありまして、乗り入れにつきましては今後、県、警察との協議により、変更することもあります。新庁舎につきましては、現庁舎の西側駐車場に配置し、既存庁舎を解体するまでの間、業務を運用しながらの建て替え工事となります。新庁舎は、本庁舎棟と会議棟の2棟構成の庁舎と、駐輪場、既存地下駐車場を計画しております。来庁者駐車場につきましては、多目的駐車場、身障者駐車場ですけれども、これを含む現庁舎と同じくらいの、80台を確保しております。動線計画につきましては、歩行者は北側瓦こみちからと、南側歩道からの出入りとなります。ロータリーは、既存と同じ位置とし、車寄せは、瓦ひろばに面した位置で計画をして

おります。いきいき号の停留所につきましては、現在と同じ位置で計画をしております。7ページをお願いします。地下1階にエレベーターを配置し、地下1階レベルの駐車場利用者のバリアフリーに配慮し、身体の不自由な人やベビーカーを利用する方の、利便性を高める計画としています。8ページをお願いします。1階平面図でございます。1階につきましては、市民総合窓口センター、及び会計グループを配置しております。情報カフェ棟のチャレンジスペースにつきましては、4月28日にざくばらんなカフェにて、市民の皆様から活用について、たくさんの御意見をいただきました。具体的な利用方法につきましては、今後のワークショップにより決めていきたいと考えておりますが、意見の中で、水道、ガスが必要であるということから、湯沸しを設置しております。また、駐車場でイベントなどを開催しては、との意見がございましたので、アンプなどを使用できるようにするため、電源設備を計画しております。次に9ページ、2階平面図をお願いします。2階につきましては、市長・副市長室、企画部、総務部、都市政策部を配置しております。なお、大規模災害が発生した場合、庁舎2階に、災害対策本部としての機能を集約いたします。災害時に、迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、市長応接室を災害対策本部、隣接する防災グループ内の打ち合わせスペースを災害対策活動室に転換し、迅速な情報収集、情報発信を行います。3階につきましては、議会事務局、議場、監査を配置しています。議場フロアにつきましては、議員の皆様から御意見をいただきながら調整を行い、議会事務局と議員控室、正副議長室の配置については、議員控室と正副議長室の間に議会事務局を配置し、事務局との連絡調整が行いやすい配置といたしました。また、図書資料室につきましては、一般の方も利用するというこゝで、エレベーターに近い位置で、議員控室に隣接して配置をいたしました。また、議場につきましては、議会以外の用途に活用できるよう、段差をなくし、家具を移動できる仕様としております。11ページをお願いいたします。断面計画でございます。1階の窓口エリア、3階の議場は天井高を3メートルとし、その他の執務室は2.7メートルとしております。12ページをお願いいたします。改修計画でございます。既存庁舎につきましては、現在の

地下駐車場を一部解体して、倉庫と公用車駐車場として使用します。現在、老朽度調査、耐震診断調査をしています。事業者より、6月末に調査書が提出される予定であります。13ページをお願いいたします。いきいき広場の、1階の改修計画でございます。会議・研修室として、改修のほうをしていきます。14ページをお願いいたします。いきいき広場の、3階改修計画でございます。既設会議・研修室に、こども未来部、教育委員会を配置します。16ページをお願いいたします。工事工程でございます。庁舎整備につきましては、現庁舎の西側に本体庁舎を新築する1期工事と、既存建物を壊してから整備する2期工事に分け、整備してまいります。17ページをお願いいたします。1期工事が水色の部分で、2期工事が黄色で示してあります。16ページにお戻りください。基本設計に引き続き、今から実施設計に入っております。確認申請がございましたら、1期工事を11月より着手し、28年10月末よりシステム移転など引っ越しの準備を始め、29年1月4日、供用開始を予定しております。いきいき広場の改修につきましては、28年の8月より工事に着手し、11月よりシステム移転など引っ越しの準備を始め、庁舎と同じ29年1月4日、供用開始を予定しております。2期工事につきましては、供用開始後、平成29年2月より現庁舎を解体し、瓦ひろば、市民会議室、来庁者駐車場を整備し、29年9月竣工予定であります。全体供用開始につきましては、29年10月1日を予定しております。工事中は、来庁者の皆様には大変御不便をおかけしますが、御理解を賜りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

説（行政 主事）それでは、高浜市役所本庁舎基本設計等住民説明会について、引き続き御説明をさせていただきます。資料は2番目、A4の横長の資料をお願いいたします。庁舎の設計内容の検討につきましては、先ほど説明がありましたとおり、庁舎の検討部会などを通じまして、平面レイアウト等の検討を進めてまいりました。今回の説明会は、基本設計の内容がまとまってまいりましたので、その内容を、市民の皆様に説明するとともに、今後のスケジュール及び臨時駐車場、工事期間中の交通等の影響について、説明を行うことを目的として実施するものです。それでは、説明会の概要について御説

明させていただきます。日時と場所につきましては、平成27年7月31日、金曜日の午後7時から、市役所4階会議室で行います。対象者につきましては、工事期間中の影響が大きいことが予想されます、庁舎周辺の地域の方を中心としつつ、全市民の方を対象として、開催させていただきます。周知の方法につきましては、7月1号広報の特集ページにて、基本設計の概要とともに、周知を行う予定でございます。また、7月15日号広報では、説明会の概要をお示ししたチラシを作成しまして、高浜小学校区を対象に、回覧にて周知をさせていただきます。以上でございます。

説（行政） それでは、三点目でございますけれども、条例の内容について御説明をさせていただきます。ホチキス留めで、右肩に資料3と書いてある資料をお願いいたします。まず、条例の名称でございますけれども「公共施設マネジメント基本条例」でございますが、本市では、これまでにハコモノを対象といたしまして、平成23年度に白書を作成して以降、昨年度、平成26年度に、公共施設あり方計画（案）を策定してまいりました。これは、市内にある公共施設のあり方について、今後、社会保障費の増加など、厳しい財政状況が予測される中、長期にわたって持続可能な財政運営が行えるよう、マネジメントを進めていくことを取りまとめてまいりました。これは財政運営を考えたとき、インフラを含めた公共施設全体について、今後もマネジメントを進めていくという必要があるということから、これまでの取り組みを継承していくとして、この名称とさせていただきました。3月の附帯決議におきまして、議会のほうからお話のありました（仮称）公共施設適正化条例に当たるものでございますので、よろしく願いをいたします。それでは、条例の内容について御説明をいたします。案文につきましては、理念条例ということもございまして、他の自治基本条例と同様に、ですます調で作成をさせていただきます。まず、前文でございますが、この条例は、全国の地方自治体においても同様でございますが、本市が抱えています施設の老朽化問題への対応に加え、道路・橋りょう、上下水道等のインフラを含めた今後の公共施設のあり方に対する取り組みを、次の世代へ引き継ぐために、一貫して守られるべき基本的事項を、規定をさせていただきます。この前文には、市民

と協働して、これまで行政が行ってきたことがない新たな挑戦を行うことへの、決意を込めてございます。それでは、各条文の説明をさせていただきます。第1条では、本条例の目的を定めてございます。本条例は、全国の地方自治体が抱えてございます、いわゆる「公共施設の老朽化問題」への対応を、将来にわたって着実に進めていくため、市、市民、議会等が一体となり、より良い形で次の世代に引き継ぐ、ということを定めてございます。第2条ですが、こちらでは、用語の意味を定めてございます。本条例の中で、重要な用語の意味をお示ししてございます。第1号では、公共施設は何を対象としているかということで、庁舎、学校などのいわゆるハコモノといわれる施設に加え、道路、橋りょう、上下水道など、インフラを含めた施設であるということ。裏面にいっていただきまして、第2号では公共施設マネジメントは、どういったことを意味しているのかということで、公共施設を単体で考えるのではなく、全体を見据え、行政サービスを維持向上するとともに、長期にわたって持続可能な財政運営ができるようにする、取り組みを示してございます。第3号では、市民について定めており、公共施設のあり方は、様々な人・団体が関係するということから、幅広く捉えてございます。第4号では、関係団体について定めており、具体的には、公共施設の管理運営委託や指定管理者制度により、公共施設の管理運営を行っていただいている法人、団体を指してございます。第5号では、事業者について定めてございまして、具体的には、公共施設の整備に直接的に関わる建設会社等の法人、個人を指してございます。続きまして第3条は、本市が目指す公共施設マネジメントの、基本的な考え方を定めてございます。基本方針につきましては、昨年度策定をいたしました公共施設あり方計画（案）のマネジメント基本方針を基に、5つの方針を定めさせていただいてございます。ここで、まず第1号では、将来の人口推移や時代とともに変化していく、市民ニーズに対応した、長期的な視点をもった取り組みであるということ。第2号では、適切な維持管理により、安全・安心を確保する取り組みであること。第3号では、施設があるからサービスが提供できるという施設重視の考え方ではなく、サービスを提供するために施設があるという機能を重視した考え方で、施設の複合化や



集約化を行う取り組みであるということ。第4号では、整備、管理運営全てを公共で賄うのではなく、民間活力、ノウハウを活用することも視野に入れた取り組みであること。第5号では、総合的な視点から、将来の財政見通しを明確にした上で、公共施設の優先順位づけなど総合調整を、トップマネジメントにより進めていくことを定めてございます。続きまして、第4条では、市の役割について定めてございます。地方公共団体として果たすべき責任を、「市」という主語を用いて定めてございます。この「市」とは、市長及びその他の執行機関を指してございます。第1項では、総合的な計画を策定するということで、去年の総務省からの要請を踏まえ計画を策定するとして、具体的には、昨年度策定しました公共施設あり方計画（案）に、道路、橋りょう、上下水道等のインフラを含めて「公共施設等総合管理計画」を、策定をするとしてございます。第2項では、第1項の計画を推進する体制として、市長を長とする公共施設総合管理計画推進本部会議を設置して、公共施設マネジメントの推進や部局間の情報共有を図ってまいります。第3項では、市が持続可能な財政運営を行うため、公共施設総合管理計画を策定するだけでなく、行政サービスのあり方を含めた取り組みを行うとともに、計画に連動いたしまして、財政負担の軽減や費用の平準化を図った、20年間の長期の財政計画を策定することとしてございます。第4項では、市民とともに公共施設のあり方を進めていくという観点から、市民に対して十分な説明と意見交換、共通認識を持っていただくため、財政計画を含めた公共施設マネジメントの取り組みの方向性や進捗状況等について、説明会やワークショップ、広報、市のホームページ等で公表していくことを定めてございます。続きまして第5条は、議会の役割を定めてございます。本条は、議会基本条例の理念に基づきまして、議会が担うべき責務を定めたものでございまして、市民の代表としての役割を定めてございます。議会では去年、公共施設あり方検討特別委員会、本委員会でございますが、こちらを設置していただきまして、審査・調査・研究を行ってきていただきました。これが、これまでと同様に、調査・研究を行っていただくということとしております。また、計画の策定・推進に対しまして、市民の意思を適切に反映させるため、市民に積極的

に情報発信を行い、市民との情報共有を図り、意思の把握に努めるものとしてございます。3ページをお願いいたします。第6条ですが、こちらでは、関係団体、事業者の役割を定めてございます。本条は、関係団体及び事業者の責務を定めており、ここで「より有効な方法の追求や技術の向上」とは、公共施設の効率的かつ効果的な管理運営、及び整備に関する情報の収集・検証や、さらなる効率的な管理・保全の取り組みを行うことを示してございます。第7条は、市民の協力について定めてございます。本条は、今の世代が負担を先送りすることなく、次の世代に対して責任を持ち、市が進める公共施設マネジメントの取り組みに対して参画し、協力を努めていただくことを定めてございます。第8条では、委員会の設置を定めてございます。本条は、市が取り組む公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直しに向けた提言を行うための第三者機関といたしまして、有識者による第三者機関を、設置することを定めてございます。具体的には、平成24年度に設置をしてございますが、公共施設あり方検討委員会を継承するような形で設置する、ということを決めて、考えてございます。第9条につきましては、委任ということで、委任事項ということで、必要な事項は別に定めることを規定してございます。以上が、条例の主な内容の説明でございます。最後のページをお願いいたします。制定までの今後のスケジュールについて、御説明をさせていただきます。本日、特別委員会で御説明をさせていただき、委員の皆様より御意見を頂戴した後、パブリックコメントを7月1日から31日までの1カ月間、実施をさせていただきます。7月1日から各公共施設に意見箱を設置するとともに、周知のために、市のホームページに公表をいたします。また、7月15日号の市広報にも、合わせて掲載させていただきます。なお、パブリックコメントを行う際には、本日お示しをさせていただきました条例案と合わせて、市民の方にもわかりやすく伝わるようにということで、現在作成をしてございますが、逐条解説をつけさせていただき、より条例の内容がわかるようにお示しをさせていただきたい、と考えてございます。パブリックコメントの意見を踏まえまして、8月中旬頃になろうかと思いますが再度、部長会の審査をお願いいたしまして、9月定例会に上程を

するという予定でございます。なお、パブリックコメントの結果につきましては、少し遅くなりますが、10月15日号の広報に掲載をさせていただく予定でございます。本日の委員会では、パブリックコメントをかけるのに際しまして、委員の皆様にご説明を申し上げ、御意見をいただければと思います。スケジュールにもありますように、このあと7月にパブリックコメントを実施し、市民の方から御意見をいただき、それらを踏まえ、必要があれば案文の見直しをさせていただいた後、9月定例会に条例を上程をさせていただきたい、と考えてございます。以上で長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入りますけれども、資料3の「公共施設マネジメント基本条例（案）」につきましては、ただいま説明がありましたように、9月定例会に、議案として上がってまいりますので、ここでは御意見をいただくことのみを留めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。それでは質疑に入りますけれども、御意見のある方。

問（2） ここまでおまとめいただいて、大変、御苦労さまでした。今の説明の中で二点ほど、単純なことですけど、お伺いしたいと思います。まず、この市役所の資料で、8ページのちょうど真ん中のところにチャレンジスペースというのがあって、活動が見える市民協議スペースというのがあります。ここに、水道とガスを入れるとおっしゃっていましたが、なんで水道と電気で加熱する、電気のほうが安全でいいのではないかと思うんですが、なんでガスなんでしょう。これが質問の1です。

答（行政 主幹） 先ほど少し説明しましたけれども、このチャレンジスペースについては、今後ワークショップ等でどのように利用していくかは、まだまだこれからの協議にはなるんですけども、基本設計、庁舎をつくるスケジュールの中で、基本設計が終わりましたら実施設計に入っていきますので、まずは火が使えるということで、ガスの設置もできるようにはしております。事業者のほうからは、やはりIHにしてもいいですよということは、御意見としてはいただいておりますけれども、使える火力が、ガスがいいとか、

そういうことがあるかもしれませんが、今のところ、この流しの位置やなにかも今は、決定はしておりません。ガスを、ここまで配管をもってくる、ということでもあります。

問（２） では、その件については結構です。次に15ページの、9の情報設備というところなんですけど、20年最低使う建物なんですけど、3年後、5年後、10年後を見据えたIT環境の整備というのは、どのように考えられておられますでしょうか。

答（行政 主幹） この9番に書いてある、統合型ネットワーク方式と書いてあるんですけども、こちらのほうに今おっしゃられるとおり、今現在考えているのは、今のシステムをそのまま今度の庁舎に動かすという方式では基本的には動いているんですけども、電算室から今、委員さんまさにおっしゃったとおり、将来を見据えて少し検討をさせていただきたいと言われておりますので、実施設計の中では、検討していきたいと考えております。

意（２） ありがとうございます。少し意見として申し上げたいんですけど、例えば会議室にプロジェクター、投影装置とスクリーンを置くというようなことは、積極的に検討していただきたいと思います。例えば今回、この会議室ではそういったものはないんですけど、今これ、十数ページのA3裏表の資料なんですけど、コピーしてつくるだけで、この印刷代が大体、千円かかります。今これ30人いて、これで全部で3万円だなあという、すぐそういう計算をしますと、例えばプロジェクターで投影するだけで、それだけで簡単に節約をできる、というようなこともありますので、あと、ぜひともそういうことを検討していただきたいと思います。また、こういったデータというのはサーバーに入れておいて、それぞれの各自のパソコンから、そのサーバーに読みに行くということにしておけば、別に紙で持つておく必要なんかはない。従って例えば、こういった議員さんの机の端っこに、LANの取り出し口を設けるとか、あるいは無線でも結構ですけど、そんなようなことも、予算との兼ね合いはあると思いますが、検討はしていただきたいですね、というのがあります。以上です。

答（総務部） ただいまの件でございますけれども、今回この庁舎の取り組

みに関しまして、一番やらなくてはいかんということは、書類の整理ということがあります。それを今現在、私ども行政グループのほうで、ハイブリッド活動ということで取り組んでおるわけですが、その中でやはり、その今おっしゃられたように文書の電子化関係、これは今から進めていかないといけない。当然、将来要求されてくるものですから、当然今、書類の整理と並行して進めていく予定でありますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（16） 図面を見させていただきますと、一点目ですけれども、トイレなんですけれども、トイレがかなり充実してくるのかなというふうに見させていただきまして、今のところ現在は、1階に多目的トイレがあるのみですけれども、新しい庁舎になりますと1階から3階まで、多目的トイレがということなんですけれども、やはり災害時のことも考えますと、オストメイトの方のトイレの利用が可能になるということで、そういったことも考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

答（行政 主幹） オストメイトの設置については、計画をしております。

問（16） これは、1階から3階まで多目的トイレですけれども、1階から3階までそういった方が利用できる、いつでも。そういったことも、考えてくださっているのでしょうか。

答（行政 主幹） 今のところ、1階には計画をしていくということで。それで少し事業費の関係がございまして、2階、3階は今、検討中でございます。

問（16） 前向きに検討のほう、よろしくお願いたします。それからページ数でいいますと、7ページですけれども、地下の駐車場の出入り口が1カ所になりますけれども、今現在、地下というのは、公用車のみの駐車場ということで使われておりますけれども、ここ見ますと来庁者駐車場が50台分入ってきて、軽自動車も入るということで、これ、県道50号線というのは、ここ交差点の信号がありますので、そういった関係で私も庁舎入るときに、今日もそうでしたけれども、信号が赤で車がかなりずっと渋滞してしましてなかなか左折ができなかったんですけれども、ここ、公用車のみの場合

は1カ所でも仕方ないかなと思うんですけれども、今後来庁者ということで、皆さんも県道50号線に、右に折れても左に折れても、かなり自転車も通りますし歩行者も通りますし、危険ではないかなということをしごく実感しましたけれども、こういう点では、どのようなお考えを持ってみえますでしょうか。

答（行政 主幹） 今現在、今委員おっしゃられるとおり、50号線からは公用車駐車場が出入りするだけとなっております。一般の方は、南側の市道のほうを利用していただきまして、入っていただいておりますということでございますけれども、それにつきましては、南側からの進入には変更はございませんけれども、新たに県道50号線からも入れるようにいたしますので、やはりそこを走る、おっしゃられるとおり自転車や何かが車との関係で危ない場合も考えられますので、やはり基本的には徐行をしていただき、注意していただくというのが大原則でありますけれども、やはり自動車に対してはカーブミラーを設置して、安全確認ができるように、計画のほうは考えております。また、歩道を走行する自転車の方には、自動車の出入り口であることを認識していただくために看板等の設置や、出入り口の歩道に出入り口であることを表示を道路に書けないかということをし、今後、警察とか知立建設事務所に、協議はしていきたいと考えております。安全対策につきましては、今後も改善できるところは事業者と共に提案して、改善して計画をしていきたいと考えておりますので、お願いします。

問（16） やはり駐車場に関しましては、今現在でもかなり市民の皆様方に御不便をお掛けしておりますので、やはり利便性という、使い勝手のよい庁舎になりますように今後も、ましてや子連れのお母さんたちも出入りしますので、事故につながらないような配慮を最大限考えていただきたいことを、要望しておきます。議場のほうは何ページだったか。議場の議員控室ですけれども、図書室、図書資料室が隣ということで、何かこれ見ますと狭いなあという感じがするんですけれども、図書室はこれ、これだけ細長いと、机とか椅子は配置はできるのかなあということと、それから議員控室ですけれども、執務スペースもありますけれども、今現在一人に1つロッカー、これ貴

重品入れたりだとか、冬場はコートなんかもかけられるようにということで頻繁に使うようになるんですけれども、そういったものを置くスペースがあるのかなと心配しますけども、その点どうでしょうか。

答（行政 主幹） 机の配置につきましては、議員控室の中には、執務ができる机につきましては3カ所設けております。またロッカーについては、一人1つ、16用意しております。それから、今の既存のソファや何かは持っていくつもりですけれども、それに関しては、皆様が座れるくらいにはしたいな、とは考えております。また図書資料室の中に机、椅子ということですかね、これにつきましては椅子、机、小さいものが少し入れれば入れるくらいで、基本的には資料のほうをどれくらい入れるかで、スペースのほうは限られてくると思います。

委員長 よろしいですか。

問（16） ロッカーがこれ16個。16個並ぶんですか。大丈夫ですかね、これ。

答（行政 主幹） 図書室の、図書資料室の反対側に16並べる予定であります。

委員長 よろしいですか、ほかに。

問（15） 少し、いきいきバスの待っておられる方は、今ですと玄関のところに長椅子が置いてありますけれども、今後はどこで一応待ってもらうように予定されておりますか、これは。

答（行政 主幹） いきいきバスの実際の細かい配置については、停留所は今の既存のところと考えておるんですけれども、待ちスペースにつきましては、宿直室の南側ですとかそういったところで、もし必要があればどの程度までできるかというところは検討しなければなりませんけれども、考えていきたいと思います。

問（15） これは、ぜひとも検討はしていただきたいと思います。それと、例えば駐車場に車を置いて本庁舎に行ったり、また瓦ひろばですか、ここに行くには、これ当然階段がありますね、階段が。階段が、それで今これ地図、図だけ見ますと、パスだけ見ますとこれ階段だけで、例えばお年寄りやな

んかは結構やはり手すりがあってスロープが、僕は要るのではないかと思います。そういった障がい者とか高齢者のことは考えると、やはり階段だけではなくて、やはり手すりがついたスロープも、僕はぜひとも必要だと思うんです。これは検討を、どうですかこれは。

答（行政 主幹） おっしゃられるとおり当然、階段ですとかスロープとか、段差のあるところですよ。段差は、なるべくなくすんですけども、そういったアプローチするところには、手すりやなんかは設けていきます。その辺のところはまだ少し具体的にはお話しできませんけれども、実施設計の中で反映していきたいと考えています。

意（15） よろしく、お願いします。

委員長 ほかに。

問（7） 少し、二つほどお聞きします。これは、外観のパスで見ている限り駐車場ですね。1階と2階の、駐車場がガードレールかガードパイプかわからんですけど、細かいあれでやっておりますけれど、最近お年寄りがよくアクセルとブレーキを間違えて、よく落ちたりなんかすることがよく新聞や報道機関でよく出ておりますけれど、今みたいなああいった壁面ですか、ああいったような考えはないのか。そこら辺を考えていただきたいと思います。ぜひともそういう、とにかくある程度の車がぶつかっていても、下へは落ちていかないような状況のことを、考えておいてください。例えば、スロープのところに人がおったり、車の出入りがされておるところに上から落ちてくるというようなこともありますので、そこら辺のことをきちんと考えておっていただきたいと思います。それとあと一番最後、15ページの中で、自家発電設備があると思うんですけど、これがどこの、どこら辺に入ってくるのか。少し図面上で見ても、そういった発電設備だとか非常用の、恐らく災害防災拠点である庁舎の作り直しということだもので、そこら辺、どこら辺に入ってくるのか、少し教えていただきたいと思います。

答（行政 主幹） 最初の駐車場につきましては、まだ具体的な構造的なことはこれからの検討ですけれども、委員おっしゃられるとおりに、空ぶかしをしてそのまま落下することはないような構造にはしていきたい、とは考えて



おりますので、お願いします。それから自家発電につきましては、屋上のほうに発電機は設置をします。それで、発電機で災害のときに当然、電気3日間は確保するというので、発電機の容量は計画しておるんですけども、使える場所は当然2階の防災のグループ。それから、1階の窓口で災害のときに証明書を発行しなければなりませんので、そういったところは中心に考えておりますけれども、あとの細かいところは少し、実施設計の中で検討のほうはしていきます。

問(7) 屋上ということだけれど、燃料やなんかは上へ運んでいくの…。

答(行政 主幹) 燃料については、タンクからどのように上げるかというところは今おっしゃられるとおり、実施設計の中で、まだ少し検討事項ということで、保留にはなっております。

質(7) いや、自然ではなくて、ポンプやなんかでどっちみち維持管理で20年もたったらポンプをかえなくてはならんとか、そういったあれがでてくるのだったら、この地下の駐車場というのか、本体の中で水槽、これは緊急汚水槽だとかそういったものがあると思うのですけれど、こういった地下の構造体というのか、中を利用して、ポンプ位はあれではないかと思うんだけど使って、それで発電施設やなんかをやれば、別に自然のところですので15メートル、標高高が15・6メートルあるのだもんで、そこまでは水は来ないと思いますので、何もあえて重いものを上に持っていかなくても、地下で考えればいいと思うんだけど、そこら辺のことはどういうふうにご考えていますか。

答(行政 主幹) 今委員がおっしゃられるとおりで、全体的にまだ給水の方式ですとか、そういったところの当然ポンプや何かが出てきますので、その他の機械設備、キュービクルも含めて配置計画については今、実際これからとなりますので、受水槽の大きさですとかある程度概算では決まっておりますけれども、その位置ですとか、大きさによっては今から配置計画のほうは詰めてまいりますので、申し訳ないんですけど今の段階では、はっきりとここにやりますということは申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

質（7）　ということは、要するに地下にやる可能性もあるということで、そこら辺のことはまた、うちのほうへ通知なりなんかをいただけるのか、そこら辺のあれですけど…。

答（行政 主幹）　基本設計を、御意見をいただきまして、今から実施設計のほうに入っていくんですけども、やはり防災計画については皆様方にお示しをしていかなければ、実施設計が終わった段階でお示しをするべきだと思いますので、その中で今委員がおっしゃられたようなこともつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

問（6）　それでは、細かいことを聞いて申し訳ないですけども、もっと早く聞くべきだったかもしれませんけれども、この敷地には耐震性の防火水槽が入っておりますよね。その耐震性の防火水槽というのは、撤去するだけという話は出てなかったんですけども、その辺はまず一点、どうなるわけでしょうか。

答（行政 主幹）　既存の消防水利であります耐震貯水槽の100トンが、今おっしゃられるとおり、庁舎建設場所に設置をされております。この耐震貯水槽につきましては、国の補助金も入っていることもあり、このまま残して新庁舎が建設できないか検討してきたところですが、事業者より検討した結果、建物の基礎に当たるので、どうしてもやはり残すことは難しい、というような回答がありました。現在、衣浦東部広域連合と協議中ではありますが、この地域の消防水利として必要であるので残してほしいという要請があることと、やはり防災拠点として防火水槽の設置は必要であると考えますので、現庁舎が建っている場所が解体後、来庁者駐車場となることから、ここに耐震貯水槽を設置してはどうかと、今まだ検討ですけどもしております。広域連合さんと、設置場所ですとか容量ですとか、構造の協議が整わないと設置できませんので、もし協議のほうを整えば、今後28年度か29年度の当初予算に計上していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

問（6）　かなり、今の耐震性の防火水槽をやるといって、100トンだといつかかなりの容量のものになりますので、実際に設置する場所、必要最小限度余分な金をかけるじゃなくて、何とか今のやつが生かしてやれるのが、

費用も安く済むと思いますのでぜひ、もう一度しっかり検討していただいて、考えていただいきたいと思います。それから、次にパースのところで外観、内観パースがありますけれども、そのところで瓦ひろばのイメージがありますよね。これは実は前、南あわじ市に陶器瓦の関係で視察で連れて行っていただきまして、そのときに組合の関係者の方が言ってみえんたんですけれども、ぜひ庁舎本体に瓦を使ってほしいと。こういったような話がありまして、実際僕、なんか窯業関係のほうから、庁舎本体に瓦を使っていただきたいということで、要望書が出されるというような話を聞いたんですけれども、その辺のところは、要望書かなんか出とるわけでしょうか、組合から。

答（行政 主幹） 瓦の使用については、少し今ここに要望書ございませんけれども、要望書のほうは出ております。愛陶工さんだけじゃなくて、黒瓦組合さんですとか屋根ふきさん。少し名称は、申し訳ございません。屋根ふきさんの組合ですとか、販売店の組合さんですとか大西さんですとか、そういう方たちの連名で受けております。庁舎本体の屋根に瓦を載せることについては、検討はしてまいりました。検討はしてまいりましたけれども、事業費のほうは、大分増加が発生するというので、本体屋根には瓦は載せないということで、今現在、この基本設計でもお示ししておるとおり、計画をしております。瓦産業の皆様からは、地場産業である瓦の使用について、瓦の提供ですとか技術の協力ですとか、そういったことはいたしますので、事業費の範囲内でできる限り瓦を利用したらどうかということも、御意見をいただいております。そういったことから今現在、事業者さんには、ここに出ておるパースにでている瓦以上に、使えるところがないかということは検討していきたいと考えております。

問（6） 今、話を聞かさせていただきましたので、できるだけ、昔のことを言って申し訳ないですけれども、この庁舎をつくる时候にも、実はこういったような話があったわけです。最初、この庁舎をつくる时候に、陸屋根になっていまして、いわゆる上の屋上のところに瓦が使ってた。それで、その瓦が下からじゃ見えないじゃないかということで、窯業関係のほうから話がありまして、それでそこに今、庁舎の南側のところに池がありますけれ

ども、そののところにひさしを出して、瓦を使って、瓦をPRするというような形に変わったということを僕は記憶してますけれど、いずれにしましても、せっかくこれだけの庁舎をつくるわけですので、業界の要望やなんかも十分取り入れていただいて、できるだけ高浜らしさを出していただくような、そういう形にさせていただきたいと思います。それから、この総事業費の中には、この瓦ひろばの部分がいくらというくらいの数字というのは、つかんでみえるわけでしょうか。

答（行政 主幹） すいません。まだ瓦ひろばがいくらになるという数字は、事業費全体として提案をお示ししておりますので、その内訳の細かいところについては少し、市のほうは把握をしております。

問（6） できるだけ、業界の要望も十分取り入れていただいて、いいものにしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

委員長 ほかに。

問（16） 少し忘れました。やはりせっかくできる庁舎ですので、市民の皆さんの使い勝手のよさ、快適さとかそういったものも考慮していただきたいと思いますけれども、やはりここでお仕事をされる職員の皆様の効率が上がるような環境ということも、すごく大事だと思います。それで、考え方なんですけども、食堂がないですけども、職員の皆様の昼食については、どうなんでしょうか。少し、今利用されている方々、お困りなる方もいらっしゃるのではないかなと思うんですけども。

答（行政 主幹） 食堂については、おっしゃられるとおり、今回この計画では、つくっていくということは考えてません。ただ、この先ほど申しましたチャレンジスペースの中でやはり、あの前回のワークショップの中でも、日が変わりで市民の方がお弁当をつくってはどうか。お弁当をつくって売ってはどうかだとか、そういった意見もございますので、具体的なことはまだこれからですけども、お弁当については、そういった販売とかそういったことで対応できれば、と考えております。それから、休憩スペースにつきましては、やはり限られた面積の中ですので、空いている会議室ですとか、そういったところで考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

問（16） 今のアイデア、いいなと思います。市民の皆さんが喜んで、栄養のバランスも考えたお弁当を安くこしらえてくださるのであれば、そうしていただくとありがたいかなと思います。お願いいたします。

委員長 ほかに。

問（7） 少し一点、お伺いします。議場の使い方なんですけれど、これは天井高が3メートルということなんですけども、例えば音楽だとか、そういったあれに使えるのか。会議だけなのか、そこら辺少し。3メートルで実際の高さが少しわからんですけれど、3メートルで音楽やなんか活動に使えるのか、そこら辺少しお聞きしたい。

答（行政 主幹） 利用目的については、やはり公序良俗に反しない限り、自由に使っていただくというような考えでおります。ただ、やはり高さの制限もございますので、その範囲の中で利用者の方に考えてもらう、ということと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（12） 先ほども出ましたけれども、耐震の貯水槽と、それからその隣の今のなんていいますか、鯉がいるんですか。水があるところですが、6ページの配置計画で見ますと四角が描いてありますが、これは残すという意味なのかどうか。それから耐震貯水槽は、やはりかなり大きなもので、やはり残してほしいと思いますが、その点どうなんでしょうか。

答（行政 主幹） 耐震貯水槽につきましては、やはりおっしゃられるとおり、利用できるものはそのまま残して使いたいということで検討のしてまいりましたけれども、今から実施設計ですので。先ほど、ほかの委員からも、もう1回考えたらどうだということがありますので、話のほうはしていきたいと思いますが、今の段階では事業者さんから、やはり今あるところにそのままというのは難しい、ということは言われております。それから、ロータリーの池ですけれども、これにつきましては、まだ少し具体的な絵はお示しできませんけれども、屋根を撤去するという方向では考えております。

委員長 ほかに。

問（13） ここまでのものができあがっておって、それでその一番問題な

のは市役所、この土地を利用して新たにつくるということもオーケーだよという募集提案をしておいて、現実出てきて、プレゼンやって、最優秀プレゼンが選ばれた中で、それで耐震貯水槽をどこさないといかんよという話が出てきておるといのは、ここの責任のほうが大きいのと思うんですよね。だから、貯水槽が要る、要らんという話ではないと思うんですよ。それが、要は役所側のミスというか、相手側に伝わっていないから、そこが基礎になるような設計でもって提案をしてきたわけですよ。そこのところがしっかりと表に出していただかないと。貯水槽自体は、なくせばいいやという話ではないと思うんですよ。当然、それはまたお金をかけて、移転をするなりなんなりをしなければいけない。ましてやこの計画を、これがあるからやめようという話には、もつとらないと思うんですよね。どっちにしますかということ、ここで我々に聞いておるんだったら議論しますけども、そういう話じゃないと思うんですよ。ですからしっかりと、こういうミスがあったんだったら、ミスというか何かわかりませんが、そのことをしっかりと出さなければ、最終的に予算をつけて、新たなところに貯水槽をつくるのであれば、そのつくるための予算の審議をまた、我々のほうに投げってくるわけじゃないですか。その段取りというのはしっかりとやっていただかないと、この計画自体がもう、だめだよという話になりかねないと思うんですよね。これ正直言って、小耳には挟みましたが、本来そちらから出る話じゃないですか。議員のほうから出てきた話であって、今そこのところは、僕、非常にこうどのように考えておるのかというのがわかりません。だから反対にこれを取り上げてもらって、この計画に反対してくれということをお願いしたいんですけれど。

答（市長） 耐震貯水槽に関してはですね、この提案を求める以前で条件に入っていなかったわけですね。その点は私どもの落ち度があったことは間違いありません。ただ、これを利用して建てられないかという協議の最中ですので、皆さん方に情報提供が遅れておることが確かです、それも。それと使うか使わないかは連合が言うだけで、私どもは廃止ということも含め

ておりますので、その辺を詰めてから皆さんにお知らせをすべきだという中で、きょう、こういう形で質問が出てきてしまったものですから、お答えをせざるを得なかったんですが、協議の最中だというふうにお考えいただきたいと思います。

問（13） ぜひともですね、いい方向というものをしっかりと考えていただくことを、お願いしておきたいと思います。それで質問のですけども、一つだけですが、今後のスケジュールのところ一番最後の、公共施設マネジメント基本条例の制定スケジュールということで、9月定例会に上程をされるということですけども、パブコメの結果が10月15日号じゃ遅いんじゃないかと。要は、これは9月定例会上程ということは、議決が可決か否決かはともかくとして、議決後ですよ、パブコメの結果の発表が。これは、あまりに少し順番が逆じゃないかということをおもいますので、スケジュール的にはタイトかもしれませんけれども、その辺のところもぜひ、パブコメの9月定例会の本来でしたら7月31日ですから、9月の定例会の開会前くらいにさせていただかないといけないのかな、という気がします。例えば、議会からパブコメ的なものが出る可能性もあるわけじゃないですか。そういったことを考えると、このタイミングというのは明らかにおかしいのかな、という気がするんで、これ御一考いただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

答（総務部） 確かにおっしゃるとおりでありまして、私どももこれをつくってから、ちょっと若干問題があるなということをおもっております。それで、お盆過ぎくらいに、7月末をもってパブコメが終了しますんで、それをまとめた内容を8月、お盆過ぎくらいまでにまとめまして、大変申し訳ないんですが、特別委員会をまた開催をお願いして、その場で状況をお示しをさせていただきたいと考えております。それで、それに合わせてパブコメの結果も、市民公表を行っていきたいと思っております。ただ、広報紙には締め切りがありますので、期限が。若干、そのタイミング的にすぐ出せるかというところからは少し御容赦願いたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 よろしいですか、ほかに。

問（１） では、二点ほどお願いします。きょうなんかもう少し雨が降っているんですが、１階で入り口の前にひさしがあり、車をあそこで乗降する目的じゃないのかもしれませんが、今回の新庁舎ですと駐車場がまた少し遠くなるということもありまして、こういった車を一旦少し停めて、雨のときですね、要は人をおろせるようなスペースというか、そういったものが用意されているのかなという。

答（行政 主幹） ひさしにつきましては、その車寄せをつくってそこにひさしがあるかというところ、そういうところはございません。南側から車を入れていただきまして、正面に多目的駐車場がございます。多目的駐車場につきましてはひさしが出ておるんですけれども、車寄せについてはこの出入り口の前まで車が行けますので、そこで乗降していただいて、すぐ入っていただくという、この瓦ひろばというところがひさしのほうありますので、そういう形で利用のほうをお願いしたいと考えております。

問（１） 多目的駐車場というのは、障がい者の方の駐車場ということでしょうか。そこがあいていれば、そこに少し突っ込んでおろしたり、ということも可能だということですか。

答（行政 主幹） 委員おっしゃられるとおりなんですけれども、やはり基本的には、多目的駐車場にはハンディキャップを背負った方に停めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

質（１） ぜひ、少し駐車場が遠くなるということもあるんで、そういったことも少し考えていただければと思います。もう一点なんです、先ほどの最初の神谷議員の話とかぶるんですが、２０年後、２０年間ということを考えて情報設備ということで、館内は、また有線LANを組むということなんでしょうか、実際。

答（行政 主幹） はい、今の現状をそのまま持っていくというのが基本原則ですので、今の現状ということで考えております。

意（１） もう、２０年間といわず、もう現在でも公共施設なんかは、もう無線、公共のワイファイ等がもう完備されているところが多数あると思います。そして、有線を持っていくのも、また布設も大変でしょうし、無線のほ



うが費用的にも安く済むのではないかと。あと、それに伴って情報会議棟でしたっけ、そこで市民の方が何をやられるかわかりませんが、やはり今どき、そういった公共のワイファイ設備があったほうが皆さん使いやすいと思いますので、そういったこともぜひ検討していただければと思います。

委員長 ほかに。

意（3） 確認と要望なんですけれども、工事期間中がずっと27年11月から入ってくるわけですけど、こちらの資料2のほうでも、臨時駐車場や工事期間中の交通等に関する影響の説明を行うとあるんですけど、またこちらの委員会のほうにも、臨時駐車場とかが市内どこら辺になってくるのかという全体がわかるようなマップを少し出していただきたいなというのと、あと、いきいき広場のほう、会議室とまたこども未来部とかが入ってくるわけですけど、また何かこれ音が出るような工事がもしあるようであればどうか、こちらのほうも少し工事車両がちょこちょこっと入っていくんであれば、またこちらのほうの周辺の方、マンションの上の方もそうですし、いろいろとまたこの住民説明会のほう、漏れないようにしていただきたいなというところですよ。

委員長 ほかに。

問（14） 私も、今の説明会のことでお伺いいたします。当然、建設が始まれば、騒音あるいは粉塵あるいは交通車両の進入ということで、近隣の住宅にとっては非常に迷惑な話になるわけですけども、この説明会のときに、先ほどの説明では近隣の人たちも含めてということの説明だったと思いますけれども、個々への対応はしないということでしょうか。

答（行政 主幹） 個々の対応につきましては、やはり敷地に接しておる部分の方は当然、工事車両の出入りやなんかは影響を受ける場合がございますので、個別に事業者さんのほうからは工程などを持って御説明は上がりたいと思っております。今回、測量いたしまして立ち会いをお願いした近隣の方たちには、そのときに工事については、大体のスケジュールは御説明させていただいて、市からさせてはいただいておりますけれども、やはり工事着手前に、一度そういったことはやっていきたいと考えておりますので、よろしく

お願いします。

問（14） ぜひ、人道的に見てもこういう公の施設をつくる限りは、近隣の人たちの理解、了解が得られないと僕はできないと思ってますので、ぜひそこら辺を落ち度のないように、工事始まったら工事差し止めの何か訴えが来るとか、そんなことがないように、一つ配慮のほうをよろしくお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。他に質疑もないようですので、いろいろ委員のほうから御意見なり提案というのかございましたら。実施計画の中で、また検討していただける部分は、一つよろしくお願いをしたいと思いますが、最後に議長のほうからなにかございましたら。よろしいですか。

問（13） このマネジメント基本条例に関しては、次回の委員会の日程というのは、先ほど総務部長が言われたようにそのお盆明けですかね、さっき言われたのは。それは、パブコメのスケジュールですよ。パブコメのスケジュールからすると、それくらいありがたいという話ですよ。この条例、9月に上程されるということは、それまでの間に、もまなあかんわけでしょう。という多分、各会派なり各議員さんの中でどうなの、ということを考えなきゃいけないと思うんだけど、意見を例えば言うと、当局側にも言うという部分でいうと、7月1日からパブコメになるということは、その期間に言うことができるということになるんですけど、委員会はどのようなスケジュールでやられるのか、それによってはこの場でこの条例についても言わせてもらわないといかんし、その辺はどうなんですかね。

委員長 総務部長、別にどうですか。

答（総務部） この場で…。

委員長 中で、どうですかね。意見をもむと言う日程でいえば、お盆明けよりかその前に1回やったほうが良いという話であればそのようにやりますけれど、委員の方々の意見はどうですか。意見は、はい。

問（13） 中のこと、もむというのはこれは、議会上程されるものから、議会でやれば良いんですよ。ただ、僕が気になるのはですね、議会の役割というものが条項に入っているんで、ここに関しては全員が一致のもの

でなければやはりいかなのかなという気がするものですから、ここに関しては委員会の中でしっかりやっていただいたほうがいいのかな、ということの一つ思うんです。ここだけはね。あとのところは、いろいろ議員の考え方や会派の考え方があるかもしれませんが、議会の役割っていうものに関してはやはり自治基本条例でもそうですし、今まで全部そうやって、やってきた経緯があるものですから、そのところを一度考え、御検討いただけんかなということ、そういう日程をとったらどうですかという話をしたんですけれども。

委員長 北川委員、それは議案に対しての事前審査とか、そういうことには関係ないわけですかね。

意（13） 過去に議会の役割というものを当局から振られたことがないものですから、わからないんです。本来は議会の役割を入れたいんですけれども、どうでしょうかみたいなものがあるって、我々が検討してつくってきたということは過去にありますよ。こういう感じが出てきたことがないものですから。事前審査と言われちゃうと事前審査かもしれないけれど、本来は我々から言わないかんかった話かもしれないということを含めてね、ということなんです。

委員長 委員のほうから何かございますか。例えば、全体を議論するとなると事前審査にかかわってくるのかな、という気がします。意見としては先ほど来、説明の中でもう少しパブコメに対しては、もう少し詳しい内容、解説を入れた部分を、またパブコメの前には、各委員さんのところに配布してもらえるのかな、来週早々位にはしてもらえるのかなと思いますけれども、その解説をもとにして、意見等についてはそれぞれでまた検討してもらって、意見は議会事務局で取りまとめるという形にすればいいのかな、と思いますけれども…。

議長 議会に関するところは、逆に言うと当局側もこうしてほしいという話ではないと思うんです。そういう意味でいうと、こちらのほうでまとめてこういう形にしてくれということを出させていただければ、それでいいんじゃないかと思いますんで、そういう形でよろしいですよ。そういう面で言うと、

パブコメの議会としての要望という形で出させていただければ、それでいいのかなと。個々のところは個々の議員の方が出される形でやっていかないと、こちらでまとめというとおかしい、やはり筋が違っているんで。そういう形で委員長、お願いしたいんですけども。

委員長 はい、それでは7月の後半、視察が終わったくらいに、当然7月末までパブコメですので、その期間内になんとかまとめられるような形で公共施設あり方検討特別委員会、議会にかかわるところの部分だけはこの委員会の中ですり合わせをして、行政のほうにこういう形でということで提案をしていければ、ということでよろしいでしょうかね。北川委員それでよろしいですか。

質（7） パブコメで、この基本設計というのは変わるの。変わらない、ある程度の細部についてはどうかわからんだけれど。

委員長 基本設計は変わらんよ。パブコメは違う、条例の話だもん…。よろしいですね。それでは質疑については以上で。また、今議論されました条例の部分の議会の内容のところについては、また別途日程を連絡させていただきますので、一ついろいろ御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

## 2 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

## 3 審査事項

委員長 本日、審査事項もございません。

## 4 その他

委員長 最後に一つその他を議題としていきたいと思ひますので…。

意（6） 少し僕、前から考えていたことがあるんですけども、いわゆる

公共施設の中にですね、あり方検討の中に病院は外れているわけですよ。それでたまたま前回、僕、市民の人と話をする機会がありまして、それで地元の市民の方から中央公民館を壊して、それでそのあとに市立病院を建てると、そういう話を聞いたけれどもどうなのか、ということを知られたんですけども。その辺のところは噂だけの段階で、こういうところで質問するのはどうなのかと思うんですけども、実際に中央公民館のことだとか、それからそれは、中央公民館は公共施設の中で議論していくことは問題ないと思うんですけども、公共施設の中で病院が入っていませんので、その辺のところをどういったところで議論をしていけるのかという、そういうあれが少し僕、前々から少し一点気になっていたことがありますので。

委員長 はい、高浜分院に関することについては、御存じのように民間移譲されていることから、本委員会で議論は控えさせていただいておりますけれども、高浜分院について質問がある場合には、一般質問などをお願いできればと思いますけれど、どうでしょうか。そういうふうでよろしいですかね、委員の方々。では特にないようですので、はい…。

問（５） 中央公民館の移転に関連して病院が絡んでくるのであれば、この委員会で情報提供等をしてもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

委員長 病院について…。

問（５） 絡んでくるのであればね、中央公民館の移転に関して。

委員長 中央公民館については公共施設ですので、総務部長のほうで何かございますかね。噂の段階のような話ですが。

答（総務部） いろいろ御意見はあろうかと思いますが、私どもとしましては、中央公民館につきましては公共施設、市が所有する公共施設の関係でありますので、この公共施設のあり方の中でやっていただければいいかなと思います。また病院につきましては、今委員長おっしゃられましたように市が譲渡しちゃって、現、市が所有しているものではございませんので、一番いいやり方っていうのは、今委員長が言われたように一般質問だとか予算審議だとかそういったところで、毎年できるのかなとは思っております。ただそ

の進め方につきましては、私どもがこうしてくれというよりも、この公共施設のあり方そのものが議員の皆さん方でこういう特別委員会をつくったらどうだということ立ち上がっておりますので、皆さん方で決めていただければというふうに思っております。

議長 3月の定例会のときに附帯決議つけさせていただいて、要は将来への公共施設の姿を示して、その中で個々の話になっちゃうと、全体像のない中で個々の議論を始められてもこちらもわからないし、要は中央公民館の今お話出ていますけれど、中央公民館の機能がどういう形に変わるということがわからないと議論のしようもないと思いますんで、そういう意味でいうと当局側をお願いしたいのは、なるべく早くこういう姿にしていって、その中の議論の過程の中でいろいろ相談を持ちかけさせていただいているという形で進めていただきたい、と考えているんですけども、どうでしょうか。

委員長 全体計画がない中で個々の案件についての議論は、この委員会ではすべきでないだろうというような議長のお話でしたけども。5番、長谷川委員、6番、黒川委員、どうですかね。

問(5) 中央公民館の機能移転の問題が今、平成27年5月くらいに多分検討部会が開かれたように聞いているんですけど、そういった情報と提供はないのでしょうか。

副市長 今、現段階で高浜分院が市としても必要ということで、協議は開始をいたしました。ただその今、その形として、委員の皆様方にまだいろいろと御提供、情報を御提供できる段階にないということと、先ほど議長さんからもありましたが要は、全体的な話というのはですね、今後策定をいたします全体的な財政計画の中で、当然病院を継続をしていくということであれば、その財政計画の中に費用的なものは当然入ってまいりますので、その全体的な話の中で御協議をいただきたいなと考えております。

市長 いろいろと今、御意見を伺いました。議長さんから非常にいいお話をしていただいたと思っております。私どもは学校区を中心とした地域づくりをやっていきますよ、それから会議室候のものは残していけないです、ということも申し上げております。それで、その姿をいつから協議を始めるのか、例

えば中央公民館の機能というのはどういうふうに私どもが考えておるのかということ、早い段階で皆さんのほうにお示しをしていきますし、また中央公民館をどういうふうに廃止をしていくのか、機能を移転していくのかに対しても、住民説明もこのような時期にこうお話をさせていただくということも、御説明をさせていただく予定であります。これは早い段階で、これは次の委員会になるのか、この辺りまでにはきちんとそういうものを出したいというふうに思っております。その上でまた議論をしていただきたいなと思っておりますし、病院は私どもは残していくとはっきり申し上げておりますので、どうしたら残していけるかを検討していきたいと思っておりますし、ただそれは民間でやることですので、民間にどういう協力ができるのか、私どもは私どもの意見をどう民間に伝えるのかということも含めて考えております。それは委員会の中でやる、こういう情報提供をほしいだとかいうことは皆さんのほうでお話をしていただければ、この場をどういう場にするのかっていうのは、委員会のほうで御検討をいただければ結構かなと思っております。

委員長 はい、ではそういうことでよろしいですね。全体計画ありきということで進めてまいりたいと、この委員会は進めてまいりたいと思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思っております。ほかに。ほかに何もございませんようですので、以上で、次回の開催日程につきましては先ほど来お話がございましたように、条例について議会の役割のところを一つもみたいと思わなければいけないだろうということで、また別途、開催日程については御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長挨拶

終了 午前11時31分

公共施設あり方検討特別委員会委員長

公共施設あり方検討特別委員会副委員長